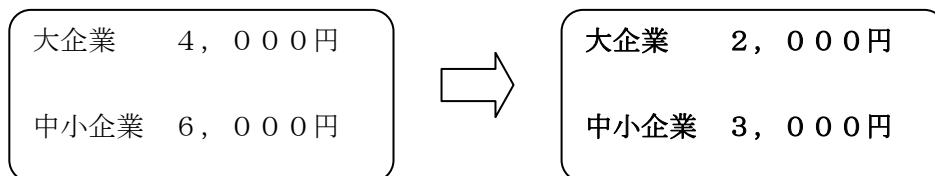


## ●4月1日より雇用調整助成金の教育訓練費の支給額が引き下げへ

○事業所内訓練の教育訓練費のみ（事業外訓練についてはこれまでどおり）

○4月1日以降の支給申請分が対象となります（3月中の教育訓練であっても、支給申請が4月1日以降の場合は変更後の支給額となりますので注意が必要です）

【対象労働者1人1日当たり】



## ●次世代育成支援対策推進法の対象範囲企業の拡大

次世代育成支援対策推進法つきましては、常時301人以上の労働者を雇用する企業が義務対象でありましたが、平成23年4月1日から時限措置でありました常時雇用する労働者数が101人以上の企業も努力義務から義務となり、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等（次世代育成支援対策）を進めるための「一般事業主行動計画」の策定・届出及び社外への公表、従業員への周知が必要となります。

適用時期	平成23年3月31日まで		平成23年4月1日以降
	301人以上企業	義務	義務
	101人以上300人以下企業	努力義務	義務
100人以下企業	努力義務		

（参考）【行動計画の策定、実施の流れ】

